

## US-OSHA（アメリカ合衆国職業安全衛生局）による基準番号 1910.1027 -カドミウムの労働衛生基準について

(タイトルページ)

本稿では、標記の基準（基準番号: 1910.1027 : カドミウム）について、US-OSHA が制定し、及び施行している次の 3 つの資料について、原則として「原典の英語原文—日本語仮訳」の形式で紹介するものです。

● 1910.1027 - Cadmium.	● 基準番号 1910.1027—カドミウム
● Appendix A to § 1910.1027 - Substance Safety Data Sheet Cadmium	● §1910.1027 の附録 A - 物質安全データシート、カドミウム
● Appendix B to § 1910.1027 - Substance Technical Guidelines for Cadmium	● §1910.1027 の附録 B-カドミウムに関する物質技術指針

我が国でも「カドミウム及びその化合物」については、既に労働安全衛生法に基づく特定化学物質障害予防規則等によって規制されているところですが、本稿で紹介する US-OSHA によるカドミウムに関する労働衛生基準は、上記の 3 種類の資料を含めて包括的な内容になっているものですので、我が国にとっても参考になるものと思われま

す。この US-OSHA によるカドミウムについての規制基準としては、許容ばく露限界値 (PEL) として、「1910.1027(c)」によって、「使用者は、被雇用者が 8 時間の時間加重平均ばく露量 (TWA) として計算した空気 1 立方メートル当たり 5 マイクログラム ( $5 \mu\text{g}/\text{m}^3$ ) (つまり、 $0.005\text{mg}/\text{m}^3$ ) を超えるカドミウムの空气中濃度にばく露しないことを保証するものとする。」とされています。

なお、我が国では、特定化学物質障害予防規則等によって義務付けられている局所排気装置の性能要件として「カドミウム及びその化合物」の濃度基準は、上記の US-OSHA の許容ばく露限界値 (PEL) と同じ、 $0.005\text{mg}/\text{m}^3$  ( $0.000005\text{g}/\text{m}^3$ ) (カドミウムとして) として規定されています。

おって、この US-OSHA の「基準番号 1910.1027—カドミウム」の中には、1910.1027(1)(12)として、「医療上の保護の作業離脱措置 (解雇) の保護給付 (MRPB)」に関する次のとおりの規定が置かれています。このような規定は、我が国の労働安全衛生関係法令には見られない、医療上の措置の一環としてカドミウム関連作業から離脱され、又は解雇された被雇用者に対する所得の補填給付としての意味を持っています。

「1910.1027(1)(12)(i)

使用者は、被雇用者が本節(i)及び(ii)項に基づき一時的に医学的な(離職)措置)を取られた場合、その都度、最長18カ月間、MRPBを提供するものとする。

1910.1027(1)(12)(ii)

本節において、使用者がMRPBを提供するという要件とは、使用者が、解雇された被雇用者の総通常収入、年功、その他すべての被雇用者の権利及び福利厚生(被雇用者が元の職務に就く権利を含む。)を、その被雇用者が解雇されなかった場合と同様に維持すること、又はその他の医療上の制限がなかった場合と同様に維持することを意味する。」

2023年10月

中央労働災害防止協会技術支援部国際課